

2024 年の気候変動政策の課題
～2035 年目標策定の行方、目標達成を支える政策の課題～
<報告要旨>

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
環境ユニット 気候変動グループ
研究主幹 小川 順子

総論

1. 2022 年のロシアによるウクライナ侵攻を契機とした欧州エネルギー危機は世界に伝播、日本をはじめとする主要先進国においてもエネルギー価格高騰による需要家への負担を抑制するための補助金政策が始まり、今に至っている。このような状況において、エネルギーコストの上昇に対して、より慎重な政策をとる国が先進国にも表れつつある。例えば、英国・スナク首相は、2023 年 9 月に、ネットゼロ目標に向けたこれまでの高コストな政策の在り方について、国民への説明不足を認め、より現実的な対策、その際にコストを透明化し、対策の実施には国民の同意を求める方針を表明した。世界の気候変動政策を牽引してきた英国におけるこうした姿勢の表れは注目に値しよう。
2. 2024 年の国際動向では、気候変動枠組条約（UNFCCC）第 8 回締約国会議（COP28）におけるグローバルストック（GST）の結果を受けて、世界各国で 2035 年国別貢献目標（NDC）の策定作業が予定され、その動向が注目される。また、Brexit 後初の欧州議会選挙が 6 月、米国大統領選挙が 11 月に予定されており、結果次第では世界の気候変動政策や各国の NDC の策定にも影響を及ぼす可能性をはらんでいる。
3. 2024 年の国内動向では、日本の 2035 年 NDC の策定作業とそれを担保する政策見直しが行われる。中でも、成長志向型カーボンプライシングの運用詳細の策定は来年の一年間が山場となる。

国際連合気候変動枠組条約 第 28 回締約国会議（UNFCCC COP28）の概要

4. アラブ首長国連邦・ドバイにおいて開催された COP28 の焦点は、パリ協定の長期目標に向けた世界の取り組み進捗を評価するグローバルストックテイク（GST）の第 1 回の成果であった。
5. GST では、1.5°C 目標達成について、世界の GHG 排出量を 2019 年比で 2030 年までに 43%減、2035 年までに 60%減、CO₂ 排出量を 2050 年までにネットゼロにすることが必要であると“認識する”とする決定文書を採択した。

石炭火力については、「段階的廃止 (phase out)」ではなく、「段階的削減 (phase down)」で決着 (COP27 と同様) し、「公正で秩序ある衡平な化石燃料からの移行 (Transitioning away from fossil fuels)」を進めるという文言を盛り込んだ。

6. 損失と損害に対応するための新たな資金措置 (基金を含む) の運用化に関する決定が採択され、世界銀行の下に新たな基金が設置される。日本は 1000 万米ドルを拠出する用意がある旨を表明した。

2035 年目標の策定

7. 2024 年、世界各国は第 1 回の GST の成果を踏まえ、2035 年までの NDC を策定することになっている。この NDC は、2025 年に開催される COP30 の 9 ヶ月前、すなわち 2025 年の第 1 四半期までに、UNFCCC 事務局への提出が定められている。
8. 温室効果ガス排出量のトレンドは、先進国は排出量が減少傾向にあるものの、最大限の技術・政策を導入する IEEJ Outlook2024 における技術進展シナリオでの排出と GST 経路とのギャップが存在する状況である。中国やインドを含む新興国では GST 経路と実際の排出量との間にはさらに大きなギャップが存在している。
9. 日本に関しては、2030 年 NDC における削減トレンドを延長した場合でも、2035 年に GST 経路との間に 6% のギャップが存在する。このギャップをどのように埋めるか、さらに厳しい目標を設定するかどうか、などがエネルギー気候変動政策の来年の主要な議論となる見込みである。

日本の次期 NDC における政策検討の視点

10. 2024 年、日本では 2035 年目標を設定するにあたり、削減対策に資する政策の総動員が必要となる。その際、効率的な削減対策の実現には、既存政策の整理検証を踏まえ、包括的な内外戦略策定のための政策検討が重要となる。
11. なお、国民生活のライフラインであり、産業活動の根幹を支えるエネルギー費用が上昇する、あるいは社会や生活の在り方を変化させる可能性のある強力な政策動員においては、十分な検討と国民に対する適切で丁寧な説明が、社会的な支持を得るために不可欠のプロセスである。

成長志向型カーボンプライシングの制度設計

12. 2023 年 5 月施行「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX 推進法)」では、「成長志向型カーボンプライシング」の導入が定められた。2026 年度における排出量取引 (GXETS) の「本格稼働」を見据え

つつ、2028 年度に化石燃料賦課金、2033 年度に特定事業者負担金の導入を予定している。

13. 2024 年は、これらの制度の運用ルールを定めるための重要な 1 年となる。運用ルール詳細としては、更なる GXETS 参加率向上に向けた方策の検討、政府指針を踏まえた目標に準じているか等を検証するための民間第三者認証の検討、制度の運用を着実にするための規律強化（指導監督、順守義務等）の方策などが焦点となる。

以上

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp